

## 『学校教育センター紀要』の編集及び刊行に関する内規

### (目的)

第1条 学校教育センター紀要（以下「紀要」という。）は、学校教育センターの研究紀要及び活動報告書として発行する。

### (委員会)

第2条 紀要を刊行するため「学校教育センター紀要編集委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議)

第3条 委員会は、次の事項について審議し、処理する。

- (1) 投稿論文等の審査並びに紀要の編集に関する事項。
- (2) その他紀要の刊行、編集のための必要な事項。

### (委員)

第4条 委員会は、教師教育研究部門研究員、その他学校教育センター長（以下「センター長」という。）が必要と認める者をもって構成し、委員はセンター長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

### (構成)

第5条 紀要は以下の二部とする。

- (1) 第一部 論文等：第6条に示される学術論文等。
- (2) 第二部 報告：学校教育センター主催で実施されたシンポジウム、研修会、研究会及び地域貢献事業等の資料及び記録。

### (論文等)

第6条 紀要に掲載する論文等は、次の7種に分類する。

- (1) 原著論文 学校教育及び関連領域に関する研究及び実践に関する論文で独創性のあるもの。
- (2) 研究報告 学校教育及び関連領域に関する動向・提言についての論考や研究・調査報告。
- (3) 実践報告 学校教育及び関連領域に関する実践報告。
- (4) 資料解題 学校教育及び関連領域に関する記録上重要な資料及び研究資料の紹介・解説。
- (5) 図書紹介・書評 学校教育及び関連領域に関する重要な学術書の紹介及び書評。
- (6) 翻訳 学校教育及び関連領域に関する重要な海外研究の翻訳。
- (7) その他 (1)～(6)以外（講演論文、作品解説等）。

### (投稿)

第7条 第5条の一項「第一部 論文等」（以下「論文等」という。）に投稿できる者は、学校教育及

び関連領域に関心のある以下の者とする。

- (1) 武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部の専任・嘱託・非常勤の教職員。
- (2) 武庫川女子大学附属中学校・高等学校・幼稚園・保育園の専任・嘱託・非常勤の教職員。
- (3) その他、委員会において承認を得た者。

(執筆)

第8条 原稿の執筆は、別に定める「学校教育センター紀要執筆要領」に基づいて行い、別途指示される期限までに提出する。

(論文等審査)

第9条 投稿論文等の審査は次の通りとする。

- (1) 投稿論文等の審査は、所定の内規等に則り委員会が行う。
- (2) 投稿論文等は、査読者の審査を経て、委員会が掲載可否を決定する。
- (3) 査読者は、委員会において選任する。

(配布)

第10条 掲載原稿を紙または電子的な手段で配布する権利は、学校教育センターが有する。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、教師教育研究部門運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。